

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告



かまた れいじ
鎌田 礼二

総務教育常任委員

議会運営委員長

梅の宮1-26

TEL365-9626

会長あいさつ

昨年末に、同志5名で市民クラブを立ち上げました。5名それぞれの個性を大

切にし、会派名の通り市民一人ひとりの為に力を合わせ活動して参りますので宜しくお願い致します。

会派結成の経緯

私達5名は、新生クラブに所属し昨年9月に佐藤英治議長を選出致しました。

その後、議長は、議長就任後豹変し会員の意を無視する行動が始め、本来の会派としての活動が出来ない事態に陥つたため、5名で市民クラブを立ち上げました。

5名それぞれの得意分野を發揮していただき、会派として一致団結し、幅広い活動を展開して行きたいと思えます。

東日本大震災復旧復興調査特別委員会

震災後、塩竈市内のガレキがいち早く撤去出来たことは、市内建設業者の方々の献身的活動があったことについて敬意と感謝を申し上げます。

その後、残念なことに昨年3月に新聞報道があり、市民からの要望もあり特別委員会を設置し、既に11回目の開催となりました。私は、議員として市民の疑問に答える責務があるのではと思っております。そして、議会としてやれることは全てやる必要があるのではないかと考えております。

私は、この特別委員会の副委員長として、そして一議員として次のことを中心

に質問を行ってきました。

①塩竈市災害復旧連絡協議会の設立の

経緯

②消えた有価物(アルミ・銅)について

③塩竈市の管理責任について



しが かつとし
志賀 勝利

産業建設常任委員

特別委員会委員長

舟入1-5-36

TEL366-7566

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長として早10ヶ月がすぎましたが、その間委員会開催は11回を数えましたが残念ながら真相究明までは至っておりません。多くの市民の方から、どうなっているの、との問いかけがありますが、解決の糸口はいまだつかめておりませんが、多くの事実が明らかになっておりますので、この紙面をお借りして報告をさせていただきます。

塩竈市災害復旧連絡協議会とは

震災後市内の二つの建設関係の組合により、復旧作業の連絡体制の一元化を目的に設立されました。本土と浦戸の危険家屋の解体30億円、浦戸地区のガレキの処理作業28億円を塩竈市から業務を委託され、作業にあたりました。公共事業の受注者となるべく、当局の

ガレキ処理・新聞報道等の経緯

- 平成23年 3月11日 東日本大震災発生
- 平成23年 3月中旬 塩竈建設組合、塩竈市災害防止協会の両者が復旧作業の連絡窓口の一元化をめざし、協議会設立に動く
- 会 長 和田電気社長
副会長 東華建設社長 八島工務店会長
事務局 千葉鷹社長、晃信建設社長、鈴木工務店社長
- 平成23年 4月 9日 前段の両者の役員が市役所にて「災害連絡協議会 第1回打合せ会開催」
- 平成23年 5月20日 前段の両者で塩竈市災害復旧連絡協議会が発足、市指導のもと規約を作成、「権利なき社団」という資格要件を得て、56億円を超えるガレキ処理、危険家屋解体事業の受皿となる
- 平成23年10月13日 連絡協議会全員協議会開催
- 平成23年11月 7日 前段の全員協議会に対して、宮本産業社長より、和田会長宛てに、業務配分の不公平についての公開質問状が提出される
- 平成24年 3月31日 前段の業務配分を巡り、不満をもつ会員各社と折り合いがつかず、規約に定める定例会が開催されず、連絡協議会は「権利なき社団」として資格を喪失する
- 平成24年 4月 1日 市当局は事業継続の資格要件を失った協議会に対して、業務委託を継続
- 平成24年 8月 9日 連絡協議会八島副会長辞任
- 平成24年 8月29日 連絡協議会定例会開催されるも、不公平配分をめぐる紛糾。平成23年度の会計報告は家屋解体の1%の事務手数料についてのみ
- 平成24年 9月20日 連絡協議会定例会開催、前回の会計報告に支出明細が追加されるも一部会員は納得せず
- 平成24年11月 5日 連絡協議会有志より佐藤市長宛に連絡協議会の不公平業務配分に対して、適正な行政指導・行政処分を求める上申書が提出される
- 平成25年 3月27日 河北新報朝刊に「業務配分、金の流れ不透明」の見出しで第一報が掲載される。その後5回に渡り河北新報に掲載
- 平成25年 3月27日 連絡協議会の中倉ガレキ処理7000立方mを残し、後継業者も決めないまま突如解散。届を市に提出。その後2ヶ月間作業中止
- 平成25年 3月下旬 議員有志が新聞報道の真偽を確かめるべく、事情調査開始
- 平成25年 5月 1日 塩竈市議会全員協議会開催し東日本大震災復旧復興調査特別委員会設置について話し合い
- 平成25年 5月12日 塩竈市議会・議会報告会開催、ガレキ処理問題に関して参加者数人の方より質問が有り、調査をして市民に報告するよう強く要望された。
- 平成25年 5月13日 東日本大震災復旧復興調査特別委員会設置
- 平成25年 6月25日 調査特別委員会の設置を受け、災害連絡協議会報告会開催



2011年3月 震災直後の国道45号線 保健センター前

指導のもと、規約を作り「権利なき社団」という団体として委託契約は成立していると当局は説明しております。

平成23年4月以降の契約は違法状態
当局の指導のもとに作成した規約には会の継続は、全会員参加の定例会を開くとなつていながらもかわらず、年度末の3月末まで定例会は開催されていなかったことが判明いたしました。平成24年4月1日以降の委託契約は違法状態のなかで継続されていたことになります。

連絡協議会は営利団体ではない
今回の委託契約はガレキ処理作業に

関しては使用した重機、作業員延べ人数分、全て経費として市に請求できる仕組みの委託事業です。

調査委員会で作業日報を検証した結果、雨の日も風の日も嵐の日も作業したようになっているが、島民の方に確認したところ雨や嵐の時は休んだことが確認されており、この点に疑問が発生しております。

島民の方の賃金はどこから支給？

更に連絡業務の窓口であった連絡協議会が、島民給与として8千万円を超える人件費を支出していることが判明いたしました。浦戸のガレキ処理作業に従事した述べ人数一二〇〇〇人の半数を超える、六九〇〇人を雇用したことになっております。実際に雇用があつたのか、事実関係確認のため、領収書の提出を求めましたが、住所、氏名が墨塗りで、全てパソコンで作成されているため、事実確認はできませんでした。

島民給与とは浦戸でガレキ処理に従事した作業者に支払われた賃金のことをいいますが作業員全員が島民ではありません。

元受事業者が雇用保険労災保険不加入

調査特別委員会として、作業員の雇用を証明する資料として、雇用保険、労災保険の領収書の提出を求めましたが加入してないとの回答でした。

協議会は作業員を一年半以上に渡り雇用していたのに、労災保険、雇用保険に加入していないことが判明しました。※建設業者が入札に参加する場合は両保険の加入が必須要件になっております。



2011年3月 震災直後の浦戸地区 家屋は流され土台だけ

作業日報無しで検収

協議会からの請求額が正しいのかを確認する意味で協議会の下請けとして作業にあつた業者の作業日報の提出を求めましたが、協議会にはその日報がないと当局から回答がありました。

作業日報がないという事実は、当局が連絡協議会の請求書の作業明細の事実確認を十分にすることなく支払いをしていたこととなります。

市当局には確認の責任があるはずですが、今後も雇用関係の事実確認に努めていきたいと考えております。

消えた有価物（銅とアルミ）

家屋解体から発生した鉄、ステン、銅、アルミ等の有価物を売却したお金は国に戻さなければならぬものです。塩竈市の有価物の排出量は当初、2万トンと予測されていましたが、最終的に9千トン、金額で七二〇〇万円の回収となりました。この代金は国に返還されています。

調査特別委員会では有価物に関して単価の決め方、横流しの問題等に対処した際に質問がありました。越の浦に集積された有価物は鉄、銅、アルミ等それぞれをきちんと分別して越の浦に持ち込んだと、参考人として委員会に出席された業者の方々が答弁されておりました。

有価物の流れはリサイクル会が窓口となり、青南商事に搬入されてきました。青南商事の搬入時に発行される仕切書には、鉄は五種類のグレード別に、ステンレス、廃プラ、雑線、コンクリガラと事細かく記載されています。しかし銅とアルミの仕切書はないのです。

この件に関しては当時越の浦の現場を

担当していた業者の方を3月20日の参考人招致で委員会出席をお願いしておりましたが、都合で欠席されました。次の委員会に参考人としてお出でいただく予定なので、その時に事実関係が判明するかもしれません。

浦戸危険家屋解体現場の不思議

例えば、登記簿上一〇〇㎡しかない建物が七〇〇㎡の解体として清算され、代金が支払われている、こんな解体処理物件が十数件みつかりました。当局によると、解体処分がせまっていたので、必要書類が揃わない物件をくっつけて解体したと説明がありました。この事



2011年3月 新浜公園 第一次仮置場



2011年3月 宮町神社上り口 道路の間が災害ゴミの山に

実を、3月20日の参考人として出席いただいた、実際に現場で解体を担当した業者の方は知りませんでした。

更に、くつつけたと言われた物件は浦戸の危険家屋解体の102件以外のもので、議会には一切報告されていない物件であることが判明いたしました。

又、家屋解体の申請書類の規定について環境省に問い合わせしたところ、必要書類の規定については各自自治体の裁量にまかせているとの回答でした。

市当局と連絡協議会の間に不思議な関係が存在しているように感じております。今後もこの不思議を一つ一つ解明すべく、市民の皆様への説明責任を果たせ

るよう活動してまいります。



いとう えいち
伊藤 栄一

産業建設常任委員
市民クラブ顧問
栄町5-18
Tel365-7732

私は議会議員から選ばれた塩竈市監査委員です。今回東日本大震災復旧復興特別委員会に対し、地方自治法198条2項に抵触する為、質問は出来ません。私は平成26年第1回定例議会の一部をご報告致します。

①平成25年度補正予算(原案の通り可決)

②平成26年度一般・特別企業会計(原案の通り可決)

③東松島市宮戸島・寒風沢間架橋(命の橋)実現に向けて、寒風沢島民より佐藤英治議長宛てに要望書が提出されました。これを受けて市民クラブは、架橋実現に向けた活動推進を、佐藤昭市長宛てに提案したところ、公明党と自由民主の会の賛同が得られませんでした。

私達市民クラブは昨年5月より東松島市復興クラブの議員の方と共に何度も勉強会を開催しました。宮戸と寒風沢島は、鰐ヶ淵水道を挟んで東西に降り合い、各自自治体の市道も目と鼻の先で現

在、通勤のため利用している方もおります。

両島は、歴史的にもつながりが深く江戸時代幕末、そして近代では漁業を中心とした交流があり親戚なども多く存在しております。東日本大震災の復旧復興を契機に命の橋として高齢者福祉の充実、離島との交流、一次産業の充実に目指し多くの皆さんの賛同を得ながら、関係機関等に要望し早期実現に向けた活動を東松島市と塩竈市が共同し、強力に推進出来るよう私達市民クラブは、塩竈市佐藤昭市長にご要望致します。



きくち すずむ
菊地 進

民生常任委員
市民クラブ幹事長
大日向町7-27
Tel362-4301

昨年5月12日の議会報告会で多くの市民の皆様より、新聞報道されたガレキ処理問題の真相究明を強く求められました。事実確認をしたうえで市民の皆様にご報告をいたしたいと特別委員会で、特に危険家屋解体にかかわる諸問題を中心に質問しております。委託契約した塩竈市災害復興連絡協議会と市の関わりについて、そして、作業を委託された協議会と実際に工事作業を実施した会社の関わりについて、主に質問を

しております。

震災発災後は、市内の建設業者の皆様と多くの職員の限らないご努力でガレキ処理が推進されたことに感謝を致します。



しこだ よしあき
志子田吉晃

民生常任委員会
副員長
今宮町10-4
Tel363-1616

平成25年5月の第1回東日本大震災復旧復興調査特別委員会から、平成26年3月の第11回調査特別委員会まで、毎回、質疑を行いました。

主な質問の主眼は、次の4点です。

① 法律的根拠に関する契約事項について

② 失われた有価金属類の、特に不明数量について

③ 協力を頂いた参考人に対して、責任範囲の確認について

④ 市当局の責任範囲の確認についてであります。

これまで11回の調査特別委員会での質問を通して、不明な点は、色々あったと感じますが、重大な違法性があるところまでは断言できない状況であると考えています。市民の皆様方の総合的なご意見をお待ちしております。